

ふくおか地域貢献活動サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動の促進を図るため、福岡県共助社会づくり基金の活用により、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業、事業の実施主体、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に指定された期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないことができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（次号において「暴力団」という。）

(2) 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受領した団体（以下「補助団体」という。）は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第6条 補助団体は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合には、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、そ

の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費区分ごとに配分額の20パーセントを超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更についてはこの限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(変更交付決定の通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)申請書(様式第5号)により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助団体に補助事業の遂行に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助団体は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定があった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助団体は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第8号)により知事に請求しなければならない。

- 2 補助団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）により知事に請求しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払いをするものとする。

（交付決定の取消等）

- 第13条 知事は、第4条第2項に規定する団体が補助金の交付決定を受けた場合及び第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合、交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は変更をすることができる。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の整備及び保存）

- 第14条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 補助団体は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了していない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（補助金の返還）

- 第15条 知事は、補助団体が、補助金を他の用途へ使用し、その補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（届出事項）

- 第16条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするとき又は補助の対象となる団体の役員を変更したときは、役員名簿（様式第10号）により知事に届け出なければならない。

（申請の手法）

- 第17条 第3条、第6条、第8条並びに第12条第1項及び同条第2項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年3月10日から施行し、平成26年度から令和9年度までの補助金について適用する。

(停止条件)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、各年度において当該補助金にかかる予算成立後に効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年6月30日から施行し、平成27年度までの補助金について適用する。平成26年度までの補助金については、なお従前の例による。

(停止条件)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、各年度において当該補助金にかかる予算成立後に効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年3月28日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金について適用する。

(停止条件)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、各年度において当該補助金にかかる予算成立後に効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度から平成31年度までの補助金について適用する。

(停止条件)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、各年度において当該補助金にかかる予算成立後に効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年9月11日から施行し、平成29年度から平成31年度まで

の補助金について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年2月21日から施行し、平成31年度から平成33年度までの補助金について適用する。

(停止条件)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、各年度において当該補助金にかかる予算成立後に効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年度から令和3年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行し、令和2年度から令和4年度までの補助金について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助金について適用する。

(停止条件)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、各年度において当該補助金にかかる予算成立後に効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後のふくおか地域貢献活動サポート事業補助金交付要綱の規程は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（補助金の交付対象等）

補助金の交付対象となる事業	事業の実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>1 事業名 ふくおか地域貢献活動サポート事業</p> <p>2 事業内容 補助金の交付対象となる事業は、多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動で、福岡県共助社会づくり基金実施要領第4条に規定する次の事業とする。</p> <p>(1) 協働助成事業（自由提案型） (2) 協働助成事業（テーマ型：災害支援） (3) 協働助成事業（テーマ型：前項を除く）</p>	<p>事業の実施主体は、NPO、県内市町村、地域コミュニティ、企業などの多様な主体を構成員に含む団体（以下「協議体」という。）とする。</p> <p>1 協議体の要件 協議体は、以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者が定められていること。 (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。 ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 イ 協議体の意思決定方法 ウ 協議体を解散した場合の地位の承継者 エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法 オ アからエまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項</p> <p>(3) 行政やその外郭団体が協議体の代表団体でないこと。 (4) 代表者が同一である団体又は資本関係がある団体のみで構成されていないこと。</p> <p>2 代表団体の要件 協議体の代表団体は、以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 福岡県内に事務所等を有すること。 (2) 活動を行う主たる区域が福岡県内で、原則として応募の日までに1年以上にわたり継続的に活動していること。（特定非営利活動法人にあっては、法人格を取得する前の任意団体としての活動歴を含む。） (3) 事業案の遂行に必要な組織・人員を有する団体であること。 (4) 不特定かつ多数のもの利益（公益）の増進に寄与する活動を行っていること。 (5) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。 (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること。 (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としない団体であること。 (8) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと。</p>	<p>対象経費は、事業実施に要する社会貢献活動費及び情報発信費とする。 各経費の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（区分） 1 社会貢献活動費 （費目） (1) 人件費（事業従事者に係る給料手当、賃金、社会保険料等） (2) 謝金（外部講師等） (3) 旅費 (4) 消耗品・材料購入費 (5) 委託費（印刷製本費等） (6) 通信運搬費 (7) 保険料 (8) 使用料及び会場借上料 (9) その他知事が必要と認めた経費</p> <p>（区分） 2 情報発信費 （費目） (1) 人件費（事業従事者に係る給料手当、賃金、社会保険料等） (2) 謝金（外部講師等） (3) 旅費 (4) 消耗品・材料購入費 (5) 委託費（印刷製本費等） (6) 通信運搬費 (7) その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。 補助金の額は、「補助金の交付対象となる事業」の「2 事業内容」のうち、(1)及び(3)においては一の事業につき50万円以下とし、(2)においては一の事業につき100万円以下とする。</p>